平成２５年（フ）第１０３号
愛知県岡崎市日名西町２番地３
破産者　タイサン興業株式会社
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２４９号
兵庫県尼崎市西難波町４丁目９番３号
破産者　有限会社西薗電気工事
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６６６号
岡山県倉敷市曽原149番地11
破産者　歴舎あゆみ
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２４号
熊本市中央区水前寺６丁目10番29号
破産者　株式会社東商
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第７２１号
神奈川県平塚市岡崎4524番地の１　佐野ハイツ１―102号
破産者　遠藤　一夫
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１６号
静岡県磐田市豊島1470番地１　ガーデンＢＯＸ―201、旧住所静岡県掛川市杉谷１丁目７番17号
破産者　原田　　悟
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
京都府京丹後市峰山町久次795番地、破産手続開始決定時の住所京都府京丹後市丹後町間人340番地の16
破産者　志村　忠相
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第５１号
京都府京丹後市峰山町荒山756番地の２、破産手続開始決定時の住所京都府京丹後市丹後町間人771番地の４
破産者　志村　吉宗
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第２３２号
広島市安佐南区沼田町大字吉山3064番地の１
破産者　後口　邦満
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５５号
長崎県諫早市高天町2284番地
破産者　小川佐惠子
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第８５号
秋田市新屋町字関町後190番地27
破産者　諸岡　鈴男
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８号
富山県氷見市堀田2044番地
破産者　櫟　　賢一
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第４９号
長野県中野市大字田上牧の入2509―８　北信州バレーホテル内、住民票上の住所兵庫県尼崎市東園田町５丁目17番地の１　シャトー東103号
破産者　中川　憲諮
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５０号
奈良県五條市二見３丁目８番７号
破産者　田原慶太郎
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第２８号
秋田県山本郡三種町森岳字岩瀬94番地４、住民票上の住所秋田県能代市字後谷地３番地１ラメージュＡ―102
破産者　三浦　春男
1　破産債権の届出期間　平成25年11月５日まで
2　一般調査期日　平成25年12月５日午前10時
平成25年10月18日　秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第６８４６号
堺市南区原山台５―９―８　クロスモールＡ館２階、商業登記簿上の本店所在地堺市南区鴨谷台２丁１番３号
破産者　有限会社アストラベル
1　破産債権の届出期間　平成25年11月15日まで
2　一般調査期日　平成25年12月16日午後３時30分
平成25年10月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３８号
大阪府泉大津市豊中町３丁目２番29号
破産者　株式会社エポック
1　破産債権の届出期間　平成25年11月15日まで
2　一般調査期日　平成25年12月17日午後２時
平成25年10月16日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４２９号
兵庫県三木市別所町小林９番地の６
破産者　井本　　洋
1　破産債権の届出期間　平成25年11月15日まで
2　一般調査期日　平成25年11月27日午前11時
平成25年10月17日
神戸地方裁判所第３民事部